

高知工業高等専門学校環境マネジメント室規則

制 定 平成18年 4月 4日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第4条第6項の規定に基づき、高知工業高等専門学校環境マネジメント室（以下「マネジメント室」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 マネジメント室は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に定めるもののほか、本校の環境方針に基づく環境目的・目標を達成するとともに、環境問題に積極的に取り組むことを目的とする。

(組織)

第3条 マネジメント室は、次の室員で組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 総務課長
- (4) 総務課課長補佐（財務担当）、財務係長、契約係長及び施設係長
(委員会)

第4条 マネジメント室に専門の事項を検討するため、委員会を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(環境マネジメントシステム運用)

第5条 環境マネジメントシステム運用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 マネジメント室に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成18年4月4日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。